

練馬区では、がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除を行った区民の皆様へ、ウィッグ・胸部補整具の購入費用等を助成します。

R6
5/1から
受付開始

がん患者の方へ



ウィッグ等購入費用助成事業のご案内

助成対象者

申請日の時点で、つぎの項目すべてに該当する方

- 1 練馬区に住所を有する方
- 2 がん治療に伴う脱毛、乳房の切除により、就労、社会参加等に支障があり、または支障が出るおそれがあり、補整具が必要な方

※ 令和5年4月1日以降、都内で補整具に関する同様の助成を受けている方は、対象とならない場合があります。詳しくはお問合せください。

助成内容

対象品の購入またはレンタルにかかった費用を助成します。
(付属品やケア用品を除く)

対象品	申請期限	個数	助成金額
ウィッグ	購入日の翌日から1年以内 ※1	最大2個 ※2	一人あたり 上限 10万円 (税込み)
胸部補整具			
帽子			

※1 令和5年4月購入分の申請は、令和6年5月1日(水) 【必着】

※2 申請は2回に分けても可能です。

お問合せ
お申込み

練馬区健康部健康推進課健康づくり係

〒176-8501練馬区豊玉北6-12-1

☎ 03-5984-4624 (E-mail) KENKOUSUISIN04@city.nerima.tokyo.jp



助成金交付までの流れ

STEP

1

購入・支払い

対象品を購入し、代金の支払いを済ませます。
必ず **領収書** を受け取ってください。

STEP

2

申請手続き

必要書類



申請書兼請求書 ※電子申請の場合は不要です。



治療状況がわかる書類の写し
(治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳など)

《ウィッグ・帽子》 脱毛の副作用がある抗がん剤治療等の受診を証明する書類
《胸部補整具》 手術療法により乳房の切除をしたことが確認できる書類



領収書等の写し ※**右ページの見本参照**



本人確認書類の写し (運転免許証など)

※ 助成対象者 (がん患者の方) 以外の方が申請する場合、委任状が必要です。

申請方法

▶電子申請

練馬区ホームページのオンライン電子申請フォームによる申請

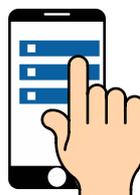
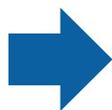
(練馬区トップページ → 保健・福祉 → 保健 → 健康づくり → がんに関すること → がん患者ウィッグ等購入費用助成)



① 2次元コード読み込み



▲2次元コード
はこちら



② 申請内容の入力



③ 書類のアップロード

▶郵送

必要書類を下記に郵送

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区健康部健康推進課健康づくり係

交付決定通知と振込み

- ・ 申請内容を審査し、交付決定通知書を送付します。
- ・ 指定された金融機関口座に助成金を振り込みます。
(交付決定通知から**約1か月後**)



Q & A



質問

回答

【購入時期や製品に関すること】

▼ ウィッグは「医療用」に限られますか？

医療用に限らず、がんの治療に伴う脱毛により必要となったウィッグであれば、申請ができます。胸部補整具、帽子に関しても同様です。

▼ 2年前に手術（乳房切除）をしました。新たに補整用パッドを購入する場合、助成の対象になりますか？

手術した日にかかわらず、購入日の翌日から1年以内であれば申請ができます。

▼ 2年前から先月までウィッグをレンタルしていましたが、助成の対象になりますか？

レンタルの開始日が1年以上前でも、支払った日の翌日から1年以内の費用であれば申請ができます。

【過去に助成を受けたことがある場合】

以下のような場合、申請はできますか？

① 以前に12万円のウィッグを購入し、10万円の助成を受けたことがある。

一人あたりの助成上限額（10万円）に達しているため、申請はできません。

② 以前に3万円のウィッグを2個購入し、6万円の助成を受けたことがある。

一人あたりの助成上限個数（2個）に達しているため、3個目の申請はできません。

③ 以前に4万円のウィッグを1個購入し、4万円の助成を受けたことがあるが、新たに7万円のウィッグを1個購入した。

過去に受けた助成が1個で10万円未満のため、2個目として申請ができますが、この場合は、2個目の助成上限額は、10万円と助成済額（4万円）との差額（6万円）となります。

④ がんが再発したが、以前に10万円の助成を受けたことがある。

再発等の場合でも、過去の申請で、助成上限額（10万円）に達している場合や、上限個数（2個）の助成を受けている場合は、申請はできません。

【その他】

▼ 購入費用には、消費税や送料は含まれますか？

購入費には消費税を含みます。送料は含まれません。

▼ 18歳未満の子どものために購入した場合、家族が代理で申請することはできますか？

対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。